

武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議（第2回）

議事次第

令和7年3月27日（木）
17時30分～18時15分
内閣府別館9階会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議の開催
について

（2）特定臨時避難施設の整備について

（3）緊急一時避難施設の指定促進等（地下施設の一層の確保及び地下利用促進を含む）
について

（4）緊急一時避難施設の充実も含めた在り方の検討について

（5）政府における国民保護関連部署の機能強化について

3. 閉 会

(配付資料)

資料 1 武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る関係府省連絡会議の開催について

資料 2－1 特定臨時避難施設の整備について（防衛省提出資料）

資料 2－2 特定臨時避難施設の整備について（消防庁提出資料）

資料 3 地下利用促進の取組について

（国土交通省、スポーツ庁・経済産業省提出資料）

資料 4－1 地下施設の実態調査まとめ

（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付、消防庁提出資料）

資料 4－2 緊急一時避難施設の実態調査まとめ

（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付、

内閣府（防災担当）、消防庁提出資料）

資料 4－3 武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）に関する外国調査

（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付提出資料）

資料 4－4 武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る令和 7 年度の取組

（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付提出資料）

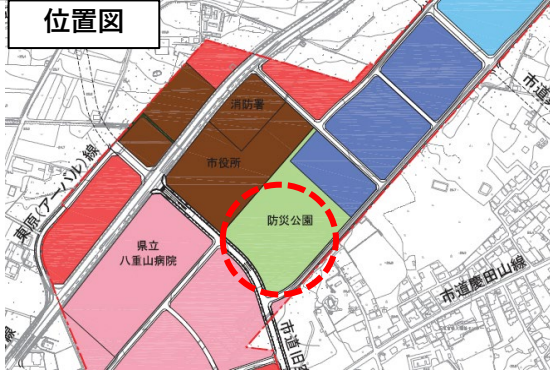
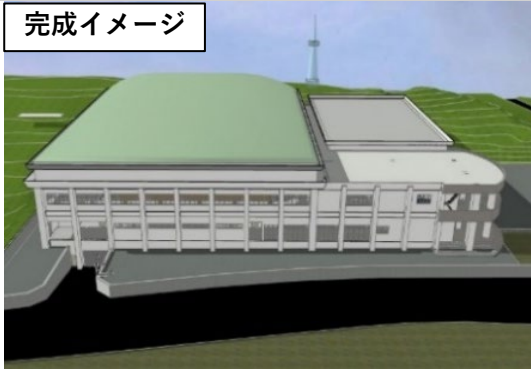
武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る関係府省連絡会議の開催について

令和6年7月31日
関係府省申合せ
令和7年3月27日一部改正

- 1 武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保について、関係府省の取組状況を共有し、緊密な連携の下、取組を推進するため、武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る関係府省連絡会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当) 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) 兼 災害対処・救援総括官
構成員	内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) 内閣官房国土強靱化推進室次長 内閣府政策統括官(防災担当) 内閣府地方創生推進事務局審議官 消防庁次長 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長 経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 国土交通省都市局長 国土交通省鉄道局長 防衛省地方協力局長

- 3 会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

	与那国町	石垣市	宮古島市
想定施設	新たに整備する与那国町複合庁舎の地下駐車場及び会議室を特定臨時避難施設として活用	新たに整備する防災公園の地下駐車場を特定臨時避難施設として活用	新たに整備する体育館の地下駐車場を特定臨時避難施設として活用
補助制度	- 複合庁舎の整備については、民生安定助成事業 - 特定臨時避難施設の整備の助成を防衛省が実施し、その補助率は9/10とするR7年度予算案を計上	- 公園の整備については、民生安定助成事業 - 特定臨時避難施設の整備の助成を防衛省が実施し、その補助率は9/10とするR7年度予算案を計上	- 体育館の整備については、民生安定助成事業 - 特定臨時避難施設の整備の助成を防衛省が実施し、その補助率は9/10とするR7年度予算案を計上
参考イメージ	現況写真 	位置図 	完成イメージ 
進捗	- R6年9月、町は特定臨時避難施設（内閣官房が設計支援）を含む複合庁舎の基本設計業務の契約を締結 - R7年3月、基本設計業務完了 - R7年度は実施設計を予定	- R7年3月、市は特定臨時避難施設（内閣官房が設計支援）の基本設計業務の契約を締結 - R7年度は実施設計及び工事を予定	- R7年3月、市は特定臨時避難施設（内閣官房が設計支援）の実施設計業務の契約を締結 - R7年度は工事を予定

	竹富町	多良間村
想定施設	新たに整備する西表島分庁舎の<u>地下施設(用途未定)</u>を特定臨時避難施設として活用	新たに整備する施設の<u>地下施設(用途未定)</u>を特定臨時避難施設として活用
補助制度	- 分庁舎の整備については、活用可能事業を検討中 - 特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中	- 当該施設の整備については、活用可能事業を検討中 - 特定臨時避難施設の整備については、補助制度を検討中
参考イメージ	整備予定地 	整備予定地 
予定	令和7年度、基本設計に着手し、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始予定。以降、整備に向けた取組み。	令和7年度、基本設計に着手し、内閣官房による特定臨時避難施設の支援開始予定。以降、整備に向けた取組み。

地下施設の建設・改修等に活用可能な国庫補助事業の一例

国土交通省

◆都市構造再編集中支援事業

【事業主体】

・地方公共団体、民間事業者等

【用途(補助対象経費)】

・駐車場、自転車駐車場、地域防災施設、人工地盤等（地下施設として整備する場合を含む）

【補助率】

・50%（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内）

【その他(要件等)】

・立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域等又は居住誘導区域内で実施される事業であること

・都市再生整備計画に位置づけられた事業であること 等

地下利用促進に関する取組の一例

スポーツ庁・
経済産業省

◆スタジアム・アリーナ改革ガイドブック＜第3版＞

・スタジアム・アリーナ改革ガイドブックの改訂を進め、令和7年度初めに第3版を公表する予定であり、その中で、防災や安全の観点での地下空間活用の可能性について新たに記載を行う。

<調査概要>

緊急一時避難施設の指定促進及び地下利用促進の検討のための基礎資料として、未だ緊急一時避難施設に指定されていない地下施設について、主な類型ごとに施設数や面積の現況を自治体が把握できる限り全て調査した。

<調査自治体>

全ての都道府県及び政令指定都市＝1,741市区町村

<調査手法>

調査対象施設の類型・種類は、下記の観点で選定

- ・地下の代表的な施設として、指定に向けて施設管理者の協力が得られてきた経緯があるもの
→地下駅舎、地下街、地下道、地下駐車場等
 - ・上記以外の施設のうち、
 - 全国に所在する数が多く、今後の地下利用促進に向けて重点的な取組対象となる可能性があり、
 - 既に同じ種類の施設が緊急一時避難施設に指定された実績があり、
 - 人が立ち入ることが想定しうるものであり、
 - 未指定の段階においてもその面積の把握等について施設管理者から相当の協力が得られるもの
- 小・中学校、高等学校、大学、体育施設、庁舎、ホテル・旅館等宿泊施設、大規模商業施設

※調査に当たっては、各施設の施設管理者を総括する関係団体等には国交省・文科省・厚労省・経産省から、また国の庁舎を管理する各省及び各地方支分部局には消防庁・内閣官房及び各省から、それぞれ調査への協力を依頼する通知を発出

地下施設の実態調査まとめ

○緊急一時避難施設に指定されていない面積が大きいのは「その他の地下施設」、次いで「地下駐車場等」

	回答を得た 未指定施設数(a)	うち面積把握可能な 施設数(b)	(b)の地下面積(㎡) (c)	[参考]緊急一時避難施設に指定済みの施設	
				R6.4.1時点で指定済の施設数 (d)	左記(d)の地下面積(㎡) (e)
①地下駅舎	157	32	99,096	590	780,163
②地下街	35	20	138,344	37	257,608
③地下道	543	438	118,870	1,937	542,334
④地下駐車場等	338	281	1,266,337	335	1,708,309
⑤その他の地下施設	772	718	2,382,560	1,027	1,621,669
計	1,845	1,489	4,005,207	3,926	4,910,083

○類型⑤「その他の地下施設」(面積が判明している718施設)を施設の種類ごとに見ると、未指定の面積が大きいのは、公共施設では「庁舎」、次いで「体育施設」。民間施設では「大規模商業施設」、次いで「ホテル・旅館等宿泊施設」

⑤その他の地下施設の内訳	公共施設		民間施設	
	未指定施設数	地下面積(㎡)	未指定施設数	地下面積(㎡)
小・中学校	11	3,059	1	1,020
高等学校	8	1,926	21	20,259
大学	19	63,049	31	37,744
体育施設	49	191,248	—	—
庁舎	326	702,419	—	—
ホテル・旅館等宿泊施設	6	10,406	169	648,084
大規模商業施設	—	—	77	703,346
計	419	972,107	299	1,410,453

<調査概要>

緊急一時避難施設の充実も含めた在り方を検討するための基礎資料として、現時点で緊急一時避難施設に指定済みの施設について、(1)施設の構造等(地下のみ)、及び(2)備蓄及び設備(地上・地下双方)の現況を抽出調査し、全国的な傾向を把握した。

<調査自治体>

- ・人口規模の大きい団体(東京23区、政令指定都市、県庁所在市)
- ・R3～8年度の国民保護共同訓練(国重点訓練)の実施県(全国6ブロックごとに1県を抽出)の市町村
＝計228市区町村(対象自治体内の人口は、計5,523万人(令和2年国調人口))

<調査手法>

調査(1)施設の構造等に関する調査(地下のみ)・・・堅ろうさの現況・傾向を把握

- ・調査項目:(A)地階の天井のコンクリート厚、(B)非常時に脱出するための出入口、(C)爆風等への対策が課題となる開口部の状況
- ・調査施設:調査自治体に所在する緊急一時避難施設(地下)の中から、地下5類型(地下駅舎、地下街、地下道、地下駐車場等、その他の地下施設)から、原則一つずつ(当該自治体に存在しない類型は回答なしで可)
- ・有効回答数(N):項目(A)は176施設、(B)は138施設、(C)は277施設

[参考]R6年4月時点の全ての地下施設としての緊急一時避難施設は3,926施設

調査(2)備蓄及び設備に関する調査(地上・地下双方)・・・滞在機能の現況・傾向を把握

- ・調査項目:(D)主食類、(E)飲料水、(F)非常用発電機等、(G)携帯トイレ、(H)設置型トイレ、(I)冷房機器、(J)簡易ベッド
- ・調査施設:調査自治体において緊急一時避難施設に指定されており、かつ、災害対策基本法上の指定避難所又は指定緊急避難場所に指定されている施設
- ・有効回答数:14,609施設

[参考]R6年4月時点の全ての緊急一時避難施設は58,589施設

緊急一時避難施設の実態調査まとめ

[単位:記載がないものは施設数]

(1) 地下施設の構造等に関する調査

- (A) 地階の天井のコンクリート厚について、平均は46cmであり、30cm以上の施設は61%(N=176)
- (B) 地階から外部に直接出入りできる地上への出入口が2カ所以上ある施設は73%(N=138)
- (C) 開口部として、「シャッター等がない出入口」がある施設は45%、「シャッター等がない窓」がある施設は17%(N=277)

			地下駅舎	地下街	地下道	地下駐車場等	その他の地下施設
(A) 地階の天井のスラブ(コンクリート)厚(N=176)							
平均(cm)		46cm	76cm	67cm	52cm	39cm	29cm
30cm以上(特定臨時避難施設の基準値)の割合		61%	100%	78%	85%	51%	20%
(B) 出入口(N=138)(※1)							
出入口(地階から外部に直接出入り可)があるもの		128 (93%)				76	52
うち1ヵ所		28 (20%)				11	17
うち2ヶ所で建物の同じ側面に設置		6 (5%)				6	0
うち2ヶ所で建物の異なる側面に設置		94 (68%)				59	35
(C) 開口部の状況(N=277)							
開口部があるもの		267 (96%)	28	13	95	76	55
うち開口部として出入口がある		263 (95%)	28	12	95	76	52
うちシャッター等がない出入口がある(※2)		126 (45%)	2	3	85	18	18
うち開口部として窓がある		51 (18%)	15	0	11	5	20
うちシャッター等がない窓がある		47 (17%)	14	0	11	4	18

(※1) 地下駅舎、地下街、地下道は、通常かつ少なくとも2カ所以上の出入口があると想定されるため、調査対象外。

なお、出入口については、建物の地上1階を通らずに地階から外部に直接出入りすることができる出入口が対象。

(※2) 開口部として出入口があるがシャッター等がない126施設のうち35施設では、地下に入った先がL字に曲がっている等で一定の緩衝物がある。

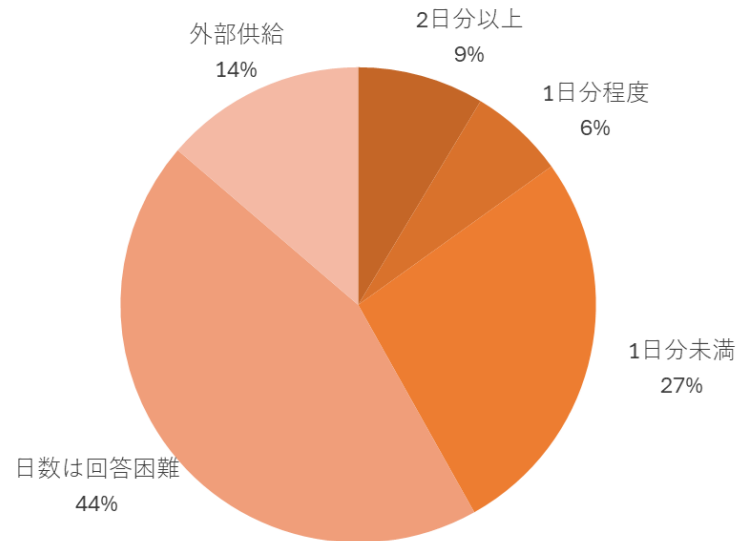
緊急一時避難施設の実態調査まとめ

(2) 備蓄及び設備に関する調査

(D) 主食類、(E) 飲料水、(F) 非常用発電機等、(G) 携帯トイレ、(H) 設置型トイレは一定の施設が、(I) 冷房機器、(J) 簡易ベッドは少数の施設が、それぞれ備えている。

	調査対象のうち該当あり ^(※3) の施設数(割合) (N=14,609)
(D) 主食類 ^(※4)	8,366 (57%)
(E) 飲料水	7,319 (50%)
(F) 非常用発電機等	8,959 (61%)
(G) 携帯トイレ	6,428 (44%)
(H) 設置型トイレ ^(※5)	7,325 (50%)
(I) 冷房機器 ^(※6)	2,271 (16%)
(J) 簡易ベッド ^(※7)	3,545 (24%)

○ 非常用発電機等を有する8,959施設における対応可能な日数^(※8)は次のとおり。



(※3) 回答に当たっては、主食類、飲料水、携帯トイレ、設置型トイレ、冷房機器、簡易ベッドは令和7年1月公表の内閣府調査(「災害用物資・機材等の備蓄推進と備蓄状況に関する調査協力依頼について」(令和6年10月1日付け事務連絡))を参照し、また非常用発電機等は令和7年1月公表の内閣府調査(「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査について(依頼)」(令和6年10月28日付け事務連絡))を参考とすることとして、それぞれ市区町村から回答を得た。施設によっては、特定の調査項目について回答を得られない場合もあり、その場合は「該当なし」と整理。

(※4) 主食類とは、主食類(米・パン等)、精米、アルファ化米、菓子パン、惣菜パン、即席麺、乾パン、おにぎり、パックご飯、缶詰(主食)、アレルギー対応食品。

(※5) 設置型トイレとは、簡易トイレ、仮設トイレ、組立トイレ(便槽型)、マンホールトイレ。

(※6) 冷房機器とは、エアコン、扇風機、スポットクーラー。

(※7) 簡易ベッドとは、簡易ベッド、段ボールベッド。

(※8) 非常用発電機等の対応可能な日数は、通常想定される収容人数や運営方法に基づいて予想される消費量(例えば停電時等において平時の業務の維持のための消費量)を想定して、何日分の施設運営が可能か、各施設の判断に基づく回答をとりまとめた。

武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）に関する 外国調査

【調査概要】

- ・ 内閣官房及び関係府省において、国民保護用のシェルター整備の実施を把握している主な国及びG7各国を対象として2024年度に調査。
- ・ 訪問調査等を実施したスウェーデン、フィンランド、スイス、シンガポール、韓国の情報等を基にとりまとめ。
- ・ 書面調査を実施したG7各国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ）では、いずれもシェルター整備に関する中央政府の現行の制度は確認されていない。

令和7年3月

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○スウェーデン

- ＜制度＞・ 1944年制定の市民防衛法に基づき、過去に、集合住宅及び公共施設等に対するシェルターの設置を義務付け。当時は、設置の増こう経費に対して政府の補助があった。
- ・ 2002年以降はシェルターの新規設置の義務は廃止され、2006年制定のシェルター法に基づき、建物建替え時のシェルター設置は義務付け。
 - ・ 現在は、フィルター等の更新への補助を政府が実施。税制上の優遇措置なし。
- ＜現状＞・ 人口約1,055万人に対して約700万人分のシェルターがある（人口カバー率は、約66%）。
- ・ シェルターの種類は、①Normal Shelterと②Special Defense Shelterがあり、①は施設管理者の責任と費用負担で設置（主に集合住宅のほか、学校、医療・福祉施設等の地上又は地下）、②は全国に80ヶ所ある大規模シェルターであり、政府が設置。
- ＜主な仕様＞・ 堅ろうな躯体・扉、非常口、換気装置(NBC攻撃への防護機能)等。
- 避難スペースは0.75m²/人。想定滞在期間は3日程度。食料は持参。表示あり。

【アパート】

- ・ 地下に階段で降りた先にシェルター



・ 換気装置

・ 非常口



【学校】

- ・ シェルター内部



・ 防爆扉



- ・ 設備・備蓄等の保管庫



【福祉施設】

- ・ フィルター（交換用）



- ・ トイレ容器



- ・ 地上シェルターの防護のため窓に差し込むコンクリート板



【地下駐車場】

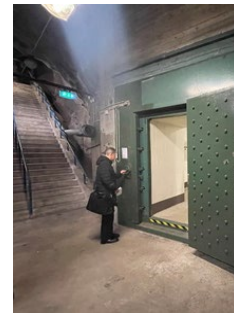
- ・ シェルター内部



・ 貯水槽



- ・ 岩盤を削って建設し、複数の出入口あり



武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○フィンランド

＜制度＞・ 1958年制定の新・市民防衛法に基づき、住宅等の所有者のシェルター設置義務付け、公共シェルターの設置開始。1959年から換気装置を有するシェルターの設置開始。現在、2011年制定のレスキュー法に基づき、一定の集合住宅、民間施設、公共施設の所有者が新築時に地下又は地上にシェルターの設置義務がある。

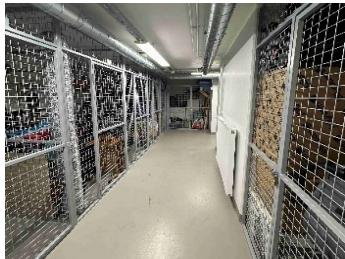
・ シェルター設置に対する政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。

＜現状＞・ 人口約560万人に対して約480万人分のシェルターがある(人口カバー率は約86%)。

・ 大部分は施設の所有者が設置するシェルターであり、シェルターが少ない地域では、自治体が2011年まで補完的に公共シェルターを地下に設置。

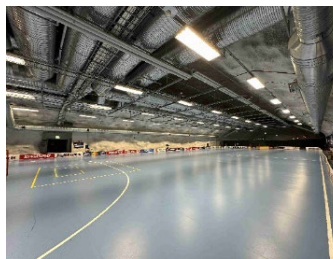
＜主な仕様＞・ 堅ろうな躯体・扉、気密室、非常口、換気装置(NBC攻撃への防護機能)等。避難スペースは $0.6\sim 0.75\text{m}^2/\text{人}$ 。想定滞在期間は3日程度。食料等は持参。表示あり。

【集合住宅のシェルター】



- ・ 平時は倉庫の例
- ・ 有事に3日以内にシェルターとして使用できるよう準備

【公共シェルター】



- ・ 平時はスポーツ施設の例
- ・ 堅固な岩盤が分布。それを掘削、補強し、シェルターを整備

【有事に使用する3段ベッド】



【換気装置】



- ・ 外気の有害物質をフィルターで除去し換気
- ・ 停電時は手動

【トイレ】



- ・ バケツ型の簡易トイレを備蓄

【出入口】



- ・ 鋼製の防爆扉を設置し、爆風等から防御

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○スイス

＜制度＞・1963年から市民防衛に関する連邦法や技術指針等に基づき、設置開始。

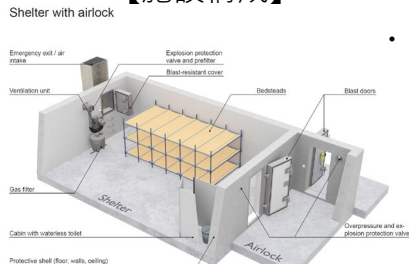
- ・過去に、各人に1人分のシェルターの提供のため、一定の集合住宅、民間施設や公共施設(病院等)の建設時に、シェルターの設置を義務付け。現在は設置の義務付けなし。
- ・設置義務付けしていた時期も、政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。

＜現状＞・人口約900万人に対して約900万人分のシェルターがある(人口カバー率は約100%)。

- ・現在、施設の新築時、所有者はシェルター設置又は拠出金支払いを選択。自治体は拠出金を財源として必要に応じて公共シェルターを設置。

＜主な仕様＞・堅ろうな躯体・扉、気密室、非常口、換気装置(NBC攻撃への防護機能)等。地下であること。避難スペースは1㎡/人。想定滞在期間は数時間から数日。食料等は持参。表示なし。

【施設構成】



出典：スイス連邦市民保護局ウェブサイト

- ・堅ろうな躯体・扉、気密室、非常口、換気装置等で構成

【集合住宅のシェルター】



- ・平時は倉庫の例
- ・有事に5日以内にシェルターとして使用できるよう準備

【公共シェルター】



- ・平時から備蓄された有事に使用する3段ベッド
- ・写真の部屋が複数配置

【換気装置】



- ・外気の有害物質をフィルターで除去し換気
- ・停電時は手動

【トイレ】



- ・バケツ型の簡易トイレを備蓄

【非常口】



- ・梯子により外部に通じる非常口

武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○シンガポール

- ＜制度＞・ 1983年に地下鉄(公営)の新設駅へのシェルター設置に着手。1994年に新築の公営住宅の各住戸へのシェルターの設置開始。1997年制定の市民防衛シェルター法に基づき、民間を含む全ての新築住宅へのシェルター設置を義務付け。
- ・ 民間住宅のシェルター設置に対する政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。
- ＜現状＞・ 人口約564万人のほぼ全員をカバーすることを目指している(現在の人口カバー率は非公表)。
- ・ シェルターの大部分は住宅(国民の8割は公営住宅に居住)。設置場所は各住戸内又は各階共用部分。使用者は住人のみ。
 - ・ 一部の地下鉄駅、公民館等には政府事業として公共シェルターを設置。設置場所は地上又は地下。運用は義務兵役を終えた国民(予備役)が担当。
- ＜主な仕様＞・ 堅ろうな躯体・扉、開閉可能な通気口。階層シェルターには避難はしごあり。避難スペースは、施設の種類に応じて $0.4 \sim 0.6 \text{ m}^2/\text{人}$ 。想定滞在期間は数時間。基本的に公費での備蓄なし。表示あり。なお、地下鉄駅シェルターには非常用発電機、化学除染室等あり。

【住宅シェルター】

【各住戸】



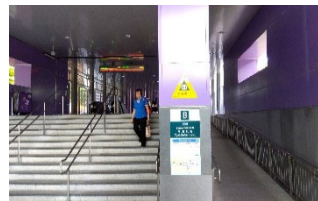
【各階】



階段室への設置も可

【公共シェルター】

【地下鉄駅】

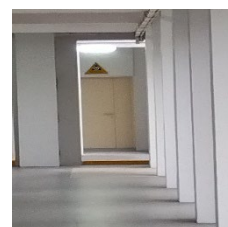
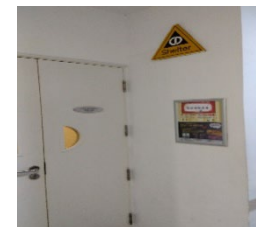


必要時は駅コンコースを防爆扉で封鎖、ホームを避難場所として活用

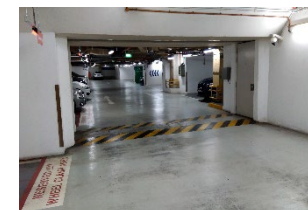
防爆扉は平時は壁内に格納

【公民館娯楽室】

【公営住宅1階共用部分】



【地下駐車場】〔必要時は防爆扉で封鎖〕



【通気口】
ボルト式の蓋があり、必要時は手動で開閉

【コンセント等】



武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)に関する外国調査

○韓国

＜制度＞・「公共用住民待避施設」は、1960年代以降に民防衛基本法等に基づき指定開始。1970年に建築法にて一定規模以上の建築物は地下設置の義務付け。2000年に地下設置義務は廃止。政府の補助制度・税制上の優遇措置なし。

・「政府支援住民待避施設」は、2010年に延坪島砲撃事件を契機に整備を開始。自治体が政府の補助を受けて新設して整備。

＜現状＞・「公共用住民待避施設」は既存地下施設(住宅、民間施設等)を自治体が指定。人口約5,175万人に対して約1億7,150万人分のシェルターがある(人口カバー率は、約331%)。

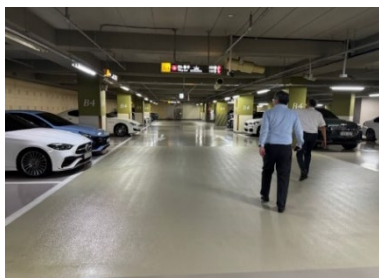
・「政府支援住民待避施設」は自治体により新たに整備され244箇所存在(人口カバー率は、公表無し)。

＜主な仕様＞・「公共用住民待避施設」は堅ろうな躯体、2か所以上の出入口、地下であること。避難スペースは $0.825\text{m}^2/\text{人}$ 。想定滞在期間は数時間程度。一部地域を除き公費での備蓄なし。表示あり。

・「政府支援住民待避施設」は堅ろうな躯体・扉、発電機、換気装置(7箇所が化学兵器対応)等。避難スペースは $1.43\text{m}^2/\text{人}$ 。想定滞在期間は1～2日程度。公費備蓄は1～2日分の水・食料等。表示あり。

〔公共用住民待避施設〕

【住宅(マンション)の地下】
平時は地下駐車場として利用

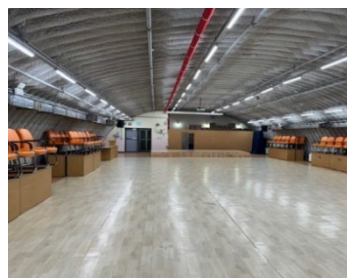


【地下鉄駅】



〔政府支援住民待避施設〕

【避難スペース】
平時は公民館として利用



【防爆扉】



【換気装置】



令和6年度

1. 地下施設の実態調査の主な内容

〔未だ緊急一時避難施設に指定されていない地下施設について、主な類型ごとに施設数や面積の現況を自治体が把握できる限り全て調査(調査自治体は1,741市区町村)。〕

○本調査で明らかとなった緊急一時避難施設に指定されていない施設を指定した場合、指定済みの施設の面積は約2倍になる。

○未指定施設で面積が大きいものは、類型別ではその他の地下施設(うち公共施設では庁舎、体育施設、民間施設では大規模商業施設、ホテル・旅館等宿泊施設が大きい)、地下駐車場等。

2. 緊急一時避難施設の実態調査の主な内容

〔現時点で緊急一時避難施設に指定済みの施設について、施設の構造(地下のみ)等の現況を抽出調査し、全国的な傾向を把握(調査自治体は228市区町村)。〕

○緊急一時避難施設として指定済みの地下施設は、天井のスラブ厚、地上への脱出用の出入口、及び開口部の爆風等への対策に着目すると、すでに相当程度の堅ろうさを有している施設もあった。

3. 外国の実態調査

〔国民保護用のシェルター整備の実施を把握している主な国(訪問及び書面調査)及びG7各国(書面調査)を対象としてR6年度に調査。 ※R7年度も、外国調査(アメリカを含む)を実施予定〕

○スウェーデン、スイス、フィンランド、シンガポール、韓国は、いずれも数十年かけてシェルターの整備・確保を推進。仕様については様々。

○G7各国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ)では、シェルター整備に関する中央政府の現行の制度は確認されない。

令和7年度

○シェルターに係るフィージビリティ調査を実施(東京都と連携)

- ・既存施設の様々な改修パターン(NBC対応を含む)のシミュレーション
- ・技術面及び運用面の課題抽出と解決策の検討、費用及び工期の試算

○全国でのシェルターの確保に関する実施方針を策定